広島出入国在留管理局松江出張所 標準文書保存期間基準

令和6年11月21日改定

文章の管理等 大事の管理等 大事の管理等 大事の管理等 大事の管理等 大事の管理等 大事の管理等 大事の管理等 大事の事の言葉に 会計放文書 大事文書 大事文書 大事文書 大事文書 大事報文書 大事文書 大事文章 大章文章 大事文章 大事文章 大章文章 大事文章 大章文章 大章文章 大事文章 大章文章 大章文章		廃棄廃棄	(参考事項) 文書管理シス 行設文書書標序に現場である。 (参考事項) (
大きの管理等に類 大きの管理等	小分類 イル管理簿 常用(無期限) イル管理 3年 単文書保存期間基 常用(無期限) 薬(関する記録 5年 維持・管理関係資料 5年	· 了時の措置 · 廃棄 · 廃棄 · 廃棄	文書管理シス 子ム 行政で書保存消で類あり、かつ、7年第一で現るリルかつ、7年期の 1987年末週で解析別
理索子の他の素的に	イル管理 3年 準文書保存期間基 常用(無期限) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	廃棄廃棄	行政文書保存 存政文書 保済 対類 対類 対対 が が の保済 列 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関 関
	選挙文書保存期間基 常用(無期限) ・	廃棄	間「1年未満」で あり、かつ、7類 型以外の保存期 間「1年未満」の
行うための帳簿 日本の情報	棄に関する記録 5年 5年 6年 6年 6年 6年 6年 6年	廃棄	間「1年未満」で あり、かつ、7類 型以外の保存期 間「1年未満」の
	維持·管理関係資料 5年		間「1年未満」で あり、かつ、7類 型以外の保存期 間「1年未満」の
する事項 選用に関する重要な 経経神 日本の		廃棄	
日本学校の連出に関する文書 日本の主要を	3年		
お名事項 報告書並八国の債		廃棄	
	する書類 1年	廃棄	
本語	保管記錄 1年	廃棄	
- 書留・特定郵便物等受領証 ・郵便切手使用状況 ④庁用車の管理に関・庁用車返行日誌・アルコー 水板知器使用簿 ・庁用車使用許可顧書 ・	[1年	廃棄	
する書類 ル核知器使用簿	3年	廃棄	
関すること する業務 受した通達等の通知 ・通知 ・ 広島局における内規・通達	る書類 3年	廃棄	
等・その他連絡文書	の他の例規類 5年	廃棄	
②部門・出張所におい 部門・出張所において外部かて外部から接受した文書 松江出張所にまます。 お使受した文書	おいて接受した文書 1年	廃棄	
③本局への報告文書 ・業務等計 ・出張報告書 ・出助簿・休配簿等の写し ・勤務時間に関する報告 ・さかから行政 等本局への 報告文書	文書 1年	廃棄	
(2)照会に対する回答 照会文書及びその回 の取りまとめ作業に関 答に関する文書 する経緯 答に関する文書	系書類 1年	廃棄	
(3)意見書・要望受理 に関する業務 (3)意見書・要望・受理・放射・変化・意見書・要望・依頼文書・関係を表表 ・関係機関への対応に係る文書・関係機関への対応に係る文書・関係機関への対応に係る文書・関係機関への対応に係る文書・関係機関への対応に係る文書・関係機関への対応に係る文書・	書等・関係機関への 3年	廃棄	
(4) 行事に関する業 務 ①行事の年間計画に ・業務概況書 ・行事予定表及び事務計画 ・事務分担		廃棄	
②会同等の会議に関する文書 する文書 ・ホ庁主催会議・出張所長会議等 ・ お外との連絡会議資料 ・ 部外との連絡会議資料	書類 1年	廃棄	

個人の権利義務の 得喪及びその経緯	①許認可等に関する 重要な経緯及び許認 可等を拒否する処分 に関する重要な経緯	①出入国関係の許認 可等又は許認可を拒 否するための決裁文 書その他その過程が 記録された文書	・上陸審査関係書類 ・特例上陸許可申請関係書 類	審査	出入国審査	出入国審査に関する記録	5年	廃棄	許可,不許可 その他の処 が行われた 以後に保存 間を起算
		②在留関係の許認可等又は許認可を拒否するための決裁文記 等のでを拒否するための決裁文記 は許認可能力を担合 である。 をの他その過程が記録された文書	・再入国許可申請審査記録 ・資格外活動許可に関する記録(新規上陸時)		在留審査	在留審査に関する記録	許認可等の効 力が消滅する日 に係る特定日以 後5年	廃棄	特定日(6年後)から起算
			・在留カード交付に関する記録			在留カードに関する記録	3年	廃棄	許可, 不許で その他の処 が行われた 以後に保存
		③上陸審判の許認可等又は許認可を拒否するための決裁文書 その他不利益処分に関する重要な経緯	·上陸審判事案決裁書		上陸審判	上陸審判関係個人記錄決裁	5年	廃棄	間を起算 許可、退去・ の他の処分 が行われた 以後に保存 間を起算
		等又は許認可等を拒 否するための決裁文	難民認定の取消に関する記	難民認定	難民認定申請	難民認定に関する記録	5年	廃棄	許可,不認; その他の処 が行われた 以後に保存 間を起算
日本人の出国及び 帰国並びに外国の 管理並びに本邦に おける外国人下「知して、日 入国管理」という。)	出入国管理に関する 業務	①証印・許可署等の 管理に関する文書	·証印管理簿 ·証印管理責任者指定簿 ·証印取扱責任者指定簿	審査管理	証印	証印管理簿	3年	廃棄	
に関する事項			・証印確認簿 ・証印印影簿 ・証印ンール使用管理簿 ・証のシール使用管理簿 ・薄			証印確認簿	1年	廃棄	
			就労資格証明書受払簿 資格外活動許可書受払簿 再入国許可書受払簿 仮上陸許可書受払簿 受払簿 ・在留カード(インクリボン・ホ ロフィルム)受払簿	_	受払簿	受払簿	3年	廃棄	
		②出入国審査に関す る文書	・出入国審査リスト登載・ 解除関係書類 ・要注意在留外国人等リスト登載・解除 ・登載・解除 ・記録補正	出入国審査	上陸審査関係	出入国・要注意外国人等リスト 関係書類・記録補正	3年	廃棄	
			厚生労働大臣指定医関係			指定医関係書類	5年	廃棄	
			書類 - 上陸審査関係書類 - 出人国記録 - 出国確認留保 - 日本人出帰国関係書類 - 証印代行(出入国) - 認定記録送付書	-		出入国審查資料	3年	廃棄	
			・船舶等記録(入出港届 乗員上陸許可申請書等) ・船舶関係書類			船舶等記録	3年	廃棄	
			・特例上陸許可台帳 ・在留資格認定証明書交付 申請受付台帳 ・仮上陸許可台帳 ・船舶台帳		台帳	出入国審査台帳	5年	廃棄	年管理
			上陸審判に関する文書		上陸審判	上陸審判受理台帳	6年	廃棄	-
		③在留審査に関する	・在留審査資料	在留審査	在留審査	在留審查資料	3年	廃棄	
		文書	·過誤証印等報告書 ・證明代有付在書整理簿 ・帰国報告書報告書 ・帰国報告書報告書 ・母報明報告書報告書 ・在留 ・福里明義格目 ・福里明義格目 ・祖里通知 ・結果通知						
			·証印転記 ·再入国許可期限証明願			願い出関係書類	1年	廃棄	
			・届出台帳(法19-1 6,19-17,電子届 出)		台帳	届出台帳	3年	廃棄	
			・届出書控(法19-1 6,19-17,電子届 出)			届出書控え	3年	廃棄	
		④申請取次に関する 文書	・申請取次関係書類 ・申請取次者証明書交付者 名簿		申請取次	申請取次関係記録	3年	廃棄	

⑤ 事		・違反調査処理簿	警備	違反調査	違反事件処理簿	3年	廃棄	
						•		
		・違反事件移管書(控) ・違反審査に関する文書			違反調査資料	1年	廃棄	
⑥ 関		·業務報告書 ·業務報告資料 ·報告担当者名簿	出入国在留情報管理	情報分析	業務報告書	3年	廃棄	
本基準に掲げられていない事項が発生したと	: きは、出入国在留館	管理庁行政文書管理規則の別	川表1及び本基準を参配	的しつつ,文書管理	者が保存期間及び保存期間満了時	の措置について	設定することとす	る。